

議第139号

令和5年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金510,346,189円のうち、16,703,000円を減債積立金に積み立てる。

提 案 理 由

令和5年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。

議第140号

令和5年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金2,623,347,210円のうち、613,666,764円を資本金に組み入れ、157,394,687円を減債積立金に、1,717,679,759円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、100,000,000円を一般会計に、34,606,000円を工業用水道事業会計にそれぞれ繰り出す。

提 案 理 由

令和5年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。

議第141号

令和5年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金134,804,593円のうち、9,085,936円を資本金に組み入れ、125,718,657円を建設改良積立金に積み立てる。

提 案 理 由

令和5年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。

議第142号

令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金31,485,678円のうち、2,363,443円を資本金に組み入れ、29,122,235円を資産運用積立金に積み立てる。

提 案 理 由

令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。

議第143号

令和5年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金1,517,917,295円のうち、760,146,476円を資本金に組み入れ、457,785,370円を減債積立金に、299,985,449円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てる。

提 案 理 由

令和5年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。